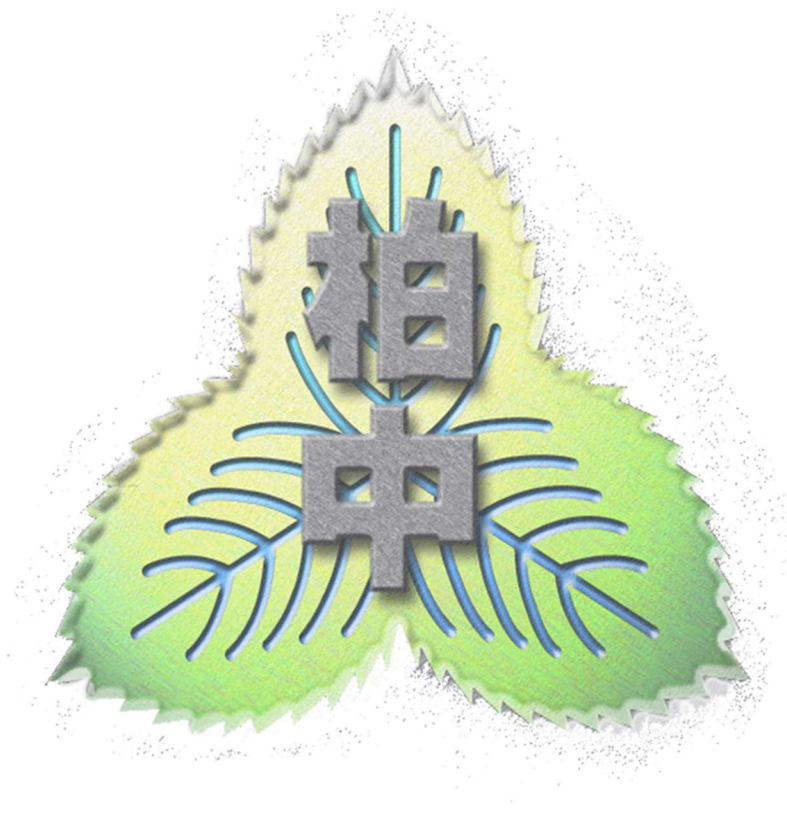


# いじめ防止基本方針



柏原市立柏原中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国の基本方針が策定され、学校・地域・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて柏原中学校「いじめ防止基本方針」を策定する。

については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」）第11条第1項の規定に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するものである。

#### いじめ防止 ①基本的考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本として、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。互いを認めあえる人間関係・学校風土を児童生徒自らが作りだしていく必要がある。

#### いじめ防止 ②いじめの定義

この行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、当該児童生徒が、ア一定の人間関係のあるものから、イ心理的、物理的な攻撃を受けることにより、ウ精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

文部科学省

## 基本的施策

### 1、早期発見

いじめは教師の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教師が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえば、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員が関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

### 2、早期発見のための措置

#### ①定期的なアンケート調査

アンケートは、安心していじめを訴えられるように無記名にするなど工夫し、学期毎などの節目に児童生徒の生活や人間関係の状況を把握できるように年度当初に計画を立てて実施する。

実施時期      7月   12月   2月   (年3回の実施予定)

#### ②相談窓口の設置

児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど定期的な体制の点検。

相談窓口：    カウンセリングルーム    保健室

相談員：      スクールカウンセラー    養護教諭

### 3、いじめに対する措置

#### ①いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為は、早い段階からの的確に関わり、児童生徒の安全を確保する。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学年・生活

指導部・管理職及び「いじめ対策推進委員会（仮称）」と直ちに情報を共有する。当該組織は、速やかに関係児童生徒から事情を聞きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

## ②いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

### いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保、迅速な保護者連絡

いじめられた生徒から、事実確認の聴取を行う。あわせて、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をとる。事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。

## ③いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

### 学校が組織的に対応し、いじめをやめさせ再発を防止する

いじめた生徒から、事実確認の聴取を行う。いじめがあったことが確認された場合、教職員連携の下、外部関係者の協力も得ながら、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。また、事実確認を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者に協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じては、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自ら行為

の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

#### ④いじめが起きた集団への働きかけ

##### 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築する

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。いじめの解決においては、加害生徒が被害生徒に対する謝罪のみで終わらせず、被害・加害生徒を始めとする他のせいと徒の人間関係の修復を経て、互いを尊重し、認め合う人間関係へと構築していく。

#### ⑤ネット上のいじめへの対応

##### 学校における情報モラル教育を進め、未然防止に努める

ネット上の不適切な書き込み等について、生徒、保護者対象の情報モラル教育を実施する。早期発見の観点から、警察、教育委員会等と連携しネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、相談窓口（カウンセリン室）等を設置するなど取組を行う。

## 4、その他の留意事項

### ①組織的な指導体制

いじめの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立して行う。一部の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ対策推進委員会（仮称）」で情報を共有し、組織的に対応する。「いじめ対策推進委員会（仮称）」は、管理職、生活指導部、養護教諭、学年主任、人権担当、SC（スクールカウンセラー）等で構成する。

また、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察、外部専門家等に協力を要請し、より実効的ないじめ問題の解決に努める。

### ②校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、年1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸

問題に等に関しての年間計画に位置づけた校内研修を行う。

### ③地域や家庭との連携

「いじめ防止基本方針」等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校HPなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## いじめを理解する

### 被害者について

- 被害生徒の心の訴えから学ぶ・受け止める
- ・被害を受けた子どもの「心の傷」  
心的外傷（トラウマ、PTSD：ストレス障害）
  - ・気持ちを具体的に受け止める力  
学び取り、理解する力を身につける  
誇りと自尊心(認めたくない・言わない心理)
  - ・回復まで続くケアとサポート  
時間をかけて、保護者・課程徒とともに  
信頼関係の構築、専門家のサポート

### 加害者について

- 加害者がいるから、いじめはある（原因）
- ・心と体を傷つけた重みを理解させる  
心からの謝罪
  - ・加害者の「いじめることが快感」という心の  
ゆがみの背景を知る
- いじめの集団構造
- ・学校という閉ざされた場で起きる集団の病理  
現象
  - ・集団の中での力の序列とその行使・濫用

## 予防と未然防止

### 学校の教育活動全体が問われる

- ・組織体としての学校、チームとしての教職員
- ・授業、学級活動などあらゆる教育活動  
子どもの力、言葉の力(暴力によらない解決)
- ・人間関係の自己修復力  
信頼関係と居場所作り（学級集団づくり）
- ・安全と安心の学校（学級）づくり
- ・学級崩壊はいじめの温床

### 教育の課題として

- 「いじめ」をのり越える力の育成を  
個の確立と集団づくりの多様なプログラム(教材)
- ・心の居場所をつくる
  - ・感情を適切に表現する力
  - ・違いを認めてともに生きる力
  - ・仲間とつながる力
  - ・仲間と支えあう力

## いじめ事象への対応

### 組織リスクマネジメント

- ・ストップザモーション
- ・組織的対応、対策会議の立ち上げ
- ・まず被害生徒の救済、継続したケア
- ・事実の確認、背景分析、方針決定
- ・家庭、関係機関等との連携
- ・加害者対応と指導、二次被害の防止

- ・心からの謝罪、和解
  - ・子ども集団の関係修復
  - ・信頼回復、再発防止
- 集団の問題として捉える

「まず被害者救済、そして加害者も」という  
視点

# 「いじめのサイン」に敏感になる

子どものサインに気づく力

子ども理解力

- ・いじめ問題への認識

力の濫用と暴力、いじめ集団の構造

閉ざされた集団の中の囲い込み

- ・被害者の心理と「心の傷」

いじめる子どもの背景をさぐる

子どものサインを見抜く力

- ・子どもを日頃から見ているか

いじめは自分のクラスにいつでも起こりえる

子どもの様子の変化にアンテナを張る

- ・見過ごさない感受性

何かおかしいと思ったら、そのままにしない

## 学校生活アンケート

直接観察と併せて実施

- ・平時用と緊急用

受け入れられやすい工夫

- ・「心と体アンケート」「元気調査」など

ストレスなく、少しでも本音が出せる工夫

副作用への対応

- ・二次被害や無責任なうわさの防止など

## 一人ひとりの子どものサイン

声をかけられるとびくっとする

- ・いじめられている子どもは常に緊張している  
過度の反応が出る

イライラ、反抗的、攻撃的

- ・いじめられている子どもは気持ちが不安定  
突然怒る、どなる、つかかる

自分をコントロールできない必死な気持ちの表れ

## 学校生活の観察

返事がない、口数が減った

- ・気持ちが重たい、常に気にかかることがある  
食欲、学習意欲などの減退

- ・欠席、遅刻、早退

学校に行けない、行きたくない

頭痛や腹痛など、抑鬱的な気持ちが身体症状

ケガや傷

- ・身体的ないじめによるケガや傷(隠す理由)  
自尊感情が傷つく(惨めな姿を察知される)  
告げ口の報復としてエスカレートしないか  
おびえ

- ・担任を避ける、職員室、保健室をうろつく  
ヘルプのサインとして捉える

紛失物、持ち物に落書き

- ・配布物を何度も取りに来る、忘れ物が頻繁に  
重なる

持ち物を隠される、破損される

落書きがある

- ・危険なものを持つ

おびえからくる自衛の手段

気持ちを受け止める

## 声かけのポイント

「なぜ」「どうして？」は危険

- ・教師からも責められていると受け止め  
せつかくの声かけが二次被害の原因とも

### 言い換えを

- ・「その時どんな気持ちがした？」

「どんなことを考えていたの？」

## 重大事態への対処

1、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う

2、当該に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し調査、必要な情報を適切に提供する

3、地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずる